## 再 審 法 改 正 一を求 め る 意 見 書

玉 に え W کے 罪 0 7 は、 は 国 t 一家に 5 ろ よる W 最 地 大 城 0 住 人権 民  $\mathcal{O}$ 侵 人 害 権  $\bigcirc$ を 護 つで る 義 あ 務 る。 を 有 え す  $\lambda$ る 罪 地 被 方 害 自 者 治 0 体 人 12 権 کے 救 0 済 7 は、 t 重 人 要 権 な 玉 課 家 題 を とい 標 ぼ え う Ť る わ が

量 事 担  $\mathcal{O}$ 審 保 に 訴 委 理 訟 ころで、 れ  $\mathcal{O}$ ね 法 ず、 進 6 第 8 れ 兀 方 編 え 公 7 平 W は 1 罪 性 る。 再 事 審 被 件 害者 損 を 0 な に 担 よう を わ 当 は 救 れ す に、 済 る 再 す 1 裁 審 1 る る。 判 わ 請 た 官 求 ば 8 手 12  $\mathcal{O}$ 再 続 ょ 制  $\mathcal{O}$ 0 審 度 とし 7  $\mathcal{O}$ 審 理 区 ル  $\mathcal{O}$ K 7 لح ル あ は な V) 方 が 0 再 7 存 に 審」 関 お 在 す ŋ L が る な あ 規 再 1 る。 審 状 定 態 請 が L 求 とな ほ カン とん 手 L 続 0 どな そ 7  $\mathcal{O}$ 審  $\mathcal{O}$ 1 < 手 理 る た  $\mathcal{O}$ 続 適 め、 裁 を 定 正 判 さ 再 所 8 審 が た  $\mathcal{O}$ 法 制 請 広 度 求 範 律 的 手 な 刑 12 続 裁

さ

t

7

範 求 るよ な 庁 た کے 手 原 法 井 そ う、  $\mathcal{O}$ 律 12 続 動 1 大 力と 中 0  $\mathcal{O}$ 12 き で た 制 お な れ な ŧ 定 1 捜 差 を って が 7 査 と が 開 不 証 機 1 り 生 示 口 拠 関 る。 さ わ 欠 U 開  $\mathcal{O}$ せ け 7 で 手 示 る L 再 あ が 1 元 た 審 仕 な 12 る る が さ 組 12 あ  $\mathcal{O}$ って、 が n 4 お る が け 実 る 証 る 必 情 制 拠 え 要で 証 が で 度  $\lambda$ 拠 あ 的 再 罪 0 あ 審 開 保 て、 被 る 示 段 障 害 が 階  $\mathcal{O}$ は 者  $\sum_{}$ 間 な で を 現  $\mathcal{O}$ 題 明 1 救 ょ 行 は 5 う 法 済 そ 重 カン な 12 す  $\mathcal{O}$ 要 に る 格 は た で な 差 そ た あ  $\Diamond$ 0 8 を  $\mathcal{O}$ る て、 こと に 是 裁 そ は 判 過 正 を す れ 去 官 定 捜 が  $\mathcal{O}$ る P え 多 査 8 検 た 機 W < た 8 察 罪 関 明 官 0 に 被 え 0 文 は  $\mathcal{O}$ 手 害 W 対  $\mathcal{O}$ 者 罪 証 応 元 規 拠 12 を 事 1 定 件 開 あ 救 が カン 済 る 示 存 で W す  $\mathcal{O}$ 証 は で 在 ル 廿 拠 る 警 ず、 を た 証 拠 利 8 察 ル B を 開 再 用  $\mathcal{O}$ 定 審 で 大 示 検 8  $\mathcal{O}$ 請 き き 察

速 B か カン な ŧ 救 再 済 審 が 開 妨 始 げ 6 決 定 れ が 7 な 1 さ る。 れ 7 L ŧ カン L 検 察 再 官 審 が 開 ک 始 決 れ 定 に 不 は 服 申 裁 <u>\</u> 判 7 を を B 行 n 直 う すこと 事 例 が を 相 決 次 定す 1 で お る り、 に とどま え W 罪 n 被 害 有 者 罪  $\mathcal{O}$ 

無 決定という、 7 罪 1 る。 0 判 L 断 たが は 1 再 0 審 わ て、 ば 公判に 中 再 間 審開: 的 お な いて行うことが予定されており、 判断に 始決定がなされたのであれば、 対し て検察官  $\mathcal{O}$ 不服 申 立てを認めるべきでは 速やかに再審 そこでは検 察官にも有罪 公 判に 移 な 行 1 すべ 証 をする機会が きであっ て、 再審 与えら 開 始 れ

よっ て、 え ん罪 被害者 を 刻も 早く救済 するために、 再審法を速やか に 改正、 すべきである。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和六年十二月十八日

相馬市議会議長 高玉 良一

内閣総理大臣 石破 茂 様